

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　サイモン・グロヴィッチ
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長　中川　美貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部長　中川　美貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第19回新株予約権証券） その他の者に対する割当　9,180,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 387,180,000円
	（注）新株予約権の払込金額の総額及び払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。また、新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、臨時報告書を2025年5月14日付で提出いたしました。これに伴い、2025年5月9日付で提出した有価証券届出書について、当該臨時報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
- 第1 参照書類
- 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月24日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年5月9日)までに、以下に掲げる書類を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2025年3月26日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2025年4月11日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を2025年4月25日に、関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

2025年4月11日提出の臨時報告書に係る訂正報告書 2025年4月18日関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月24日 関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正書提出日(2025年5月15日)までに、以下に掲げる書類を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2025年3月26日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2025年4月11日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を2025年4月25日に、関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づき、臨時報告書を2025年5月14日に、関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

2025年4月11日提出の臨時報告書に係る訂正報告書 2025年4月18日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書の訂正届出書提出日(2025年5月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。